

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-6-23
処分の種類	容器検査所の登録の取消し又は検査の停止			
根拠法令条例等・条項	高圧ガス保安法第53条			
処分の概要	容器検査所の登録を受けた者が規定に違反したときは、その登録を取消し、又は期間を定めて容器再検査若しくは附属品再検査の停止を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (過去に先例なし、法令の定め以上に設定するのが困難)			
基準の制定根拠				